介護予防通所型サービス事業
運営規程

（事業の目的）

第１条　ケアフルクラブ・ジムフローラが行う介護予防通所型サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者（以下「従業者」という。）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要支援状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し適正な介護予防通所型サービス事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な介護及び機能訓練を行う。

２　従業者は、事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

３　事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

４　事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

一　名称　　ケアフルクラブ・ジムフローラ

二　所在地　千葉県市川市須和田１丁目１番１０号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

一　管理者　　１名（常勤）

管理者は従業者の管理、介護予防通所型サービス事業の利用申込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

二　生活相談員　　サービス提供時間に応じて１名

生活相談員は、介護予防通所型サービス事業計画に基づき利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の生活指導を行う。

三　看護職員　　サービス提供時間に応じて１名
　　看護職員は体調管理に必要な看護を行う
四　介護職員　　サービス提供時間に応じて2名
　　介護職員は日常生活上必要な介護を行う。
五　機能訓練指導員　サービス提供時間に応じて１名
　　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

（営業日及び営業時間）
第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
一　営業日は、毎週月曜日、火曜日、木曜日、金曜日　とする。
　但し、年末・年始休暇　及び夏季休暇を除く
二　営業時間は、午前９時００分～午後５時００分までとする。
　但し、上記営業時間外でも相談等に応じる体制をとる。

（介護予防通所型サービス事業の利用定員）
第６条　介護予防通所型サービス事業の利用定員は、午前９時３０分～午後０時００分まで16名、午後１時３０分～午後４時００分まで16名とする。

（事業の内容及び利用料その他の費用の額）
第７条　事業の内容は下記に掲げるとおりとし、法定代理受領サービスに該当する介護予防・日常生活支援総合事業を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防通所型サービス事業に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額、及び当該介護予防通所型サービス事業に係る介護予防通所型サービス費用基準額から当該介護予防通所型サービス事業者に支払われる介護予防通所型サービス事業費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
一　生活指導、相談援助
二　健康チェック
三　機能訓練
四　送迎
２　前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。
（通常の事業の実施地域）
第８条　通常の事業の実施地域は、市川市の区域とする。
（サービス利用に当たっての留意事項）

第９条　利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第10条　従業者は、介護予防通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第11条　事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者及び利用者、利用者の家族へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第12条　事業所は虐待の発生又はその再発を防止する為、次の措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止のため対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待の防止の為の指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的に実施する。

（４）前3号に掲げる措置を適切に行う為の担当者をおく。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第13条　事業者は、従業者の資質向上を図るため定期的に研修の機会を設け、勤務体制の整備に努める。

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守る旨を雇用契約の内容とする。

４　事業者は、利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情等に対し迅速に対応する。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、合同会社自立支援において定めるものとする。

附則

この規程は、令和８年 10 月 1 日より施行する。